

# 国立研究開発法人情報通信研究機構に係る平成 26 年度業務実績 及び第 3 期中長期目標期間終了時に見込まれる業務実績の 評価方針（案）

## 1. 基本的考え方

- (1) 本方針は、国立研究開発法人情報通信研究機構における独立行政法人通則法第 35 条の 6 に基づいて実施する各事業年度に係る業務の実績及び中長期目標期間終了時に見込まれる業務の実績に関する評価の方針を定めるものとする。
- (2) 評価の考え方は、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「指針」という。）に基づきつつ、今期中長期目標の期間中の業務の実績の評価の考え方であった総務省独立行政法人評価委員会です承された「独立行政法人の評価の基本的考え方」の継続性を考慮するものとする。

### 【独立行政法人の評価の基本的考え方】

- ① 中期目標、中期計画に係る業務の実績を客観的に把握し、達成度を明確に示すこと。
- ② 中期目標、中期計画の達成状況等を踏まえ、独立行政法人の事業活動、業務運営等について、多面的な観点から当該法人を総合的に評価し、組織、業務等について、改善すべき点等を明らかにすること。
- ③ 中期目標、中期計画について、一層適切なものとなるよう見直し、必要に応じ、修正を求めること。
- ④ 各事業年度の評価は、中期計画の終了時の評価を念頭に置きつつ行うこと。

- (3) 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「情報通信技術の研究評価の在り方について」との整合性を図りつつ、効率的なものとなるよう配慮する。

## 2. 評価の方法

- (1) 国立研究開発法人情報通信研究機構の評価は、大別して以下の 2 つにより行う。
- ① 中長期目標、中長期計画に定められた各項目の達成度を確認すること等により評価。（項目別評定）
  - ② 記述による全体評定を行うとともに、上記①及び全体評定を総合的に勘案し、評語による評定を付して評価。（総合評定）
- (2) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえ、国立研究開発法人情報通信研究機構が自ら実施した評価の結果を十分に活用して評価を実施する。この場合、研究開発の実施推進の面から実施する評価に際しては、研究開発法人自ら実施した評価が同大綱的指針に則って適正に行われているか、その評価結果を業務運営等に的確に反映しているか等を重視して行う。
- (3) 各評価項目の担当委員等は別添 1 のとおりとする。

### 3. 項目別評定

・中長期目標、中長期計画に定められた各項目の達成度を確認する。中長期計画の大項目を単位として、各事業年度及び中長期目標の期間に係る業務の実績に対し5段階で評価を行う。

S（特に顕著、将来的に特別な成果）

【所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果】

A（顕著、将来的な成果）

【所期の目標を上回る成果】

B（着実な業務運営）

【所期の目標を達成】

C（より一層の改善・工夫が必要）

【所期の目標を下回っており、改善が必要】

D（抜本的な見直し含め特段の工夫、改善等が必要）

【所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要】

※（）内は研究開発にかかる評定区分、【】内は研究開発以外の事務・事業にかかる評定区分

・評価に当たっては、できる限り定量的な指標、客観的な基準を設定し、一つの指標で適切に評価が行えない項目については、複数の組み合わせ等により評価を実施する。

・評価に併せ、必要に応じ、改善すべき事項、目標設定の妥当性等を記述。

#### （1）評価項目

原則的には、中長期計画の項目単位に実施するが、情報通信研究機構の主要業務である研究開発業務について中長期計画に設定された個別研究課題を評価単位として評価を実施する。

#### （2）中長期計画の達成度の考え方

中長期計画を5年間でどのように達成する予定であるかを情報通信研究機構から提出させ、その妥当性の検証を行うとともに、当該予定と照らし当該事業年度及び中長期目標期間における達成度を評価する。原則、中長期計画で数値目標が記述されていれば、数値により進捗状況の把握を行う。

- ・研究開発であれば、5年間の研究計画と当該年度の研究実績、及び国際的な研究水準等を勘案して評価を行う。中長期目標期間における達成度については、各事業年度の達成度を勘案して評価する。
- ・業務であれば、5年間の活動計画（効率化、サービスの充実等）と当該年度での実績を評価する。中長期目標期間における達成度については、各事業年度の達成度を勘案して評価する。

#### （3）評価の観点

- ・「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点からの評価（行政評価法、大綱的指針より）
- ・また、必要に応じ研究開発の国際的な水準の向上（「国際水準」）の観点からの評価（大綱的指針より）
- ・国が策定する基本方針等に従って実施する業務については、「効率性」、「有効性」の

#### 観点から評価

- ・ 情報通信分野の研究開発については、「標準化・相互接続性」、「急速な技術革新への対応」、「社会的インパクトの大きさ」の観点に留意して評価（「情報通信技術の研究評価の在り方について」より）
- ・ 評価項目別に個別に設定。必要に応じ、評価基準の追加、修正を行う。

#### （注）大綱的指針における評価の実施例

- 「必要性」：科学技術・技術的意義（独創性、革新性、先導性等）、社会的・経済的意義、国費を用いた研究開発としての妥当性
- 「効率性」：計画・実施体制の妥当性、費用構造や費用対効果の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性
- 「有効性」：（見込まれる）成果に着目した目的・目標の設定とその達成度合い、（見込まれる）直接の成果の内容、（見込まれる）効果や波及効果の内容等

## 4. 総合評価

- ・ 項目別評価を踏まえ、総合的な視点から項目別評価の総括及び全体評価に影響を与える事象について記述。（記述による全体評価）
  - ・ 項目別評価及び記述による全体評価を総合的に勘案し、評語による評価を付す（標語による評価）
- ※中長期目標期間の終了時に見込まれる業務実績評価については、必要に応じ次期中期目標に向けて独立行政法人の組織及び業務の在り方についても必要性等の観点から評価。

### （1）記述による全体評価

項目別評価を踏まえ、総合的な視点から以下の事項その他評価に必要な事項を記述する。

#### ○項目別評価の総括

- ・ 項目別評価のうち重要な項目の実績及び評価の概要
- ・ 評価に影響を与えた外部要因のうち特記すべきもの 等

#### ○全体評価に影響を与える事象

- ・ 中長期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績 等

### （2）評語による評価

※評価区分については、「3. 項目別評価」記載のとおり。

（参考）評価に関する指針と評価方針の対比は別添2のとおり

## 5. スケジュール

スケジュールは別添3のとおり。なお、スケジュールは現時点の想定であり、評価の進捗等によって変更することがある。

## 6. 評価表及び評価調書

- （1）項目別の評価調書 年度評価（別添4）、見込評価（別添7）
- （2）項目別の評価総括表 年度評価（別添5）、見込評価（別添8）
- （3）総合評価様式 年度評価（別添6）、見込評価（別添9）

## 国立研究開発法人情報通信研究機構の実績評価及び見込評価に関する項目別担当委員

### 1. 全体担当委員

<b>▣ 独立行政法人全体</b>	
当該年度における中期計画の達成状況	酒井委員
業務運営の改善その他の提言	酒井委員
<b>▣ 主要な観点について</b>	
業務運営の効率化	酒井委員、小野専門委員
業務の質の向上	<p>【研究開発の重点化】 黒田委員、村瀬専門委員</p> <p>【研究支援・事業振興】 三谷委員、藤井専門委員</p> <p>【研究開発課題】 三谷委員、黒田委員</p>
財務内容の改善	小野専門委員、若林専門委員
その他(人事に係るマネジメント)	小野専門委員、若林専門委員

## 2. 項目別担当委員

評価項目				No.	担当	
I	業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			1	酒井委員 小野専門委員	
II	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	1	我が国の活力強化に貢献する研究開発の重点化	2	黒田委員 村瀬専門委員	
		2	ニーズを適切に踏まえた研究支援業務・事業振興業務の実施	3	三谷委員 藤井専門委員	
		3	その他			
III	予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画			4	小野専門委員 若林専門委員	
IV	短期借入金の限度額					
V	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画					
VI	前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画					
VII	剰余金の使途					
VIII	その他主務省令で定める業務運営に関する事項			5	小野専門委員 若林専門委員	
別添 研究開発課題	1	ネットワーク基盤技術	(1)	新世代ネットワーク	6	三谷委員 大場専門委員 山崎専門委員
			(2)	光ネットワーク	7	黒田委員 三谷委員 藤井専門委員
			(3)	テストベッド	8	三谷委員 大場専門委員 山崎専門委員
			(4)	ワイヤレスネットワーク	9	三谷委員 村瀬専門委員 山崎専門委員
			(5)	宇宙通信システム	10	
			(6)	ネットワークセキュリティ	11	
	2	ユニバーサルコミュニケーション基盤技術	(1)	多言語コミュニケーション	12	酒井委員 大場専門委員 大森専門委員
			(2)	コンテンツ・サービス基盤	13	
			(3)	超臨場感コミュニケーション	14	
	3	未来 ICT 基盤技術	(1)	脳・バイオ ICT	15	黒田委員 大森専門委員 尾辻専門委員
			(2)	ナノ ICT	16	
			(3)	量子 ICT	17	
			(4)	超高周波 ICT	18	
	4	電磁波センシング基盤技術	(1)	電磁波センシング・可視化	19	黒田委員 藤井専門委員 尾辻専門委員
			(2)	時空標準	20	
			(3)	電磁環境	21	

# 評価に関する指針と評価方針の対比

## 独立行政法人の評価に関する指針 (平成26年9月2日総務大臣決定)

- I 本指針について
- 2 評価の指針を策定する目的及び評価の指針の策定の基本的考え方
- 本指針は以下の考え方の下に策定されたものであり、主務大臣はこれに基づき評価を実施しなければならない。
- (3) 評価は、評価単位(※)に合わせて行う項目別評定 (以下「項目別評定」という。)と、項目別評定を基礎とし法人全体を評価する総合評定によって行う。
- ※中長期目標を設定した項目を評価単位として評価
- (4) 評価は、目標及び計画で掲げる指標を基準とする絶対評価によって行うものとする。なお、研究開発に係る事務及び事業については、研究開発業務の特性等を踏まえ、適切な評価軸に基づき評価を行う。

## 平成26年度業務実績及び中長期目標期間終了時に見込まれる業務実績の評価方針(案)

2. 評価の方法
- (1) 国立研究開発法人情報通信研究機構の評価は、大別して以下の2つにより行う。
- ① 中長期目標、中長期計画に定められた各項目の達成度を確認すること等により評価。 (項目別評定)
- ② 記述による全体評定を行うとともに、上記①の評価結果及び全体評定を総合的に勘案し、評語による評定を付して評価。 (総合評価)
3. 項目別評定
- (3) 評価の観点
- ・「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点からの評価 (行政評価法、大綱的指針より)
  - ・また、必要に応じ研究開発の国際的な水準の向上 (「国際水準」) の観点からの評価 (大綱的指針より)
- (注) 大綱的指針における評価の実施例
- 「必要性」：科学技術・技術的意義 (独創性、革新性、先導性等)、社会的・経済的意義、国費を用いた研究開発としての妥当性
  - 「効率性」：計画・実施体制の妥当性、費用構造や費用対効果の妥当性、研究開発の手段やアプローチの妥当性
  - 「有効性」：(見込まれる) 成果に着目した目的・目標の設定とその達成度合い、(見込まれる) 直接の成果の内容、(見込まれる) 効果や波及効果の内容等

独立行政法人の評価に関する指針  
(平成26年9月2日総務大臣決定)

平成26年度業務実績及び中長期目標期間終了時に見込まれる  
業務実績の評価方針(案)

3 各評価の目的・趣旨・基本方針

(1) 年度評価

② 年度評価は、各事業年度における業務の実績等について、国立研究開発法人による自己評価の結果、各国立研究開発法人が個別に実施している外部評価の結果等を踏まえ、中長期計画の実施状況等に留意しつつ、国立研究開発法人の業務の実施状況を調査・分析し、その結果を考慮して各事業年度の業務の実績の全体について総合的な評定を行うものとする。

(2) 中期目標期間評価(見込評価、期間実績評価)

① 見込評価

ii 見込評価は、中期目標期間終了時の直前の年度までの業務の実績及び中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績に係る自己評価の結果を踏まえ、法人の中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績を調査・分析し、中期目標の達成状況等の全体について総合的な評定を行うものとする。

iii 評価の結果を踏まえ業務及び組織全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講じ、新中期目標が適切に策定されるよう留意する。

1. 基本的考え方

【独立行政法人の評価の基本的考え方】

- ① 中期目標、中期計画に係る業務の実績を客観的に把握し、達成度を明確に示すこと。
- ② 中期目標、中期計画の達成状況等を踏まえ、独立行政法人の事業活動、業務運営等について、多面的な観点から当該法人を総合的に評価し、組織、業務等について、改善すべき点等を明らかにすること。
- ③ 中期目標、中期計画について、いっそう適切なものとなるよう見直し、必要に応じ、修正を求めること。
- ④ 各事業年度の評価は、中期計画の終了時の評価を念頭に置きつつ行うこと。

## 平成 27 年度総務省国立研究開発法人審議会 及び情報通信研究機構部会の開催スケジュール(案)

### ○5月29日 情報通信研究機構部会（第2回）

- ・本年度（上期）の情報通信研究機構部会の進め方について（平成26年度業務実績評価方針（案）、第3期中長期目標期間見込実績評価方針（案）、担当委員、スケジュール等）
- ・平成26年度における国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）の業務実績報告、第3期中長期目標期間の終了時に見込まれる業務実績報告の全般的概要をNICTから聴取
- ・その他

### ○6月中 NICTから個別ヒアリング（日程は個別に調整）

※ヒアリングは、26年度業務実績報告、見込業務実績報告を同時に行う

### ○6月下旬 情報通信研究機構部会（第3回）

- ・監査報告、事業報告書、財務諸表をNICTから聴取

### ○評価書の作成

- ・個別ヒアリング後、担当委員が、項目別評価調書・評定調書、項目別評価総括表及び総合評定に係る意見を作成し、事務局へ送付。  
（締切は6月下旬～7月上旬を予定。後日連絡。）
- ・事務局において取りまとめた項目別評価調書・評定調書、項目別評価総括表及び総合評定に係る意見を基に総務省において平成26年度業務実績評価（案）、第3期中長期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価（案）並びに業務及び組織全般にわたる検討結果（案）を作成

### ○7月中旬 情報通信研究機構部会（第4回）

- ・平成26年度業務実績評価（案）に係る意見聴取

### ○7月下旬 情報通信研究機構部会（第5回）

- ・第3期中長期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価（案）に係る意見聴取
- ・業務及び組織全般にわたる検討結果（案）に係る意見聴取



○7月下旬～8月上旬 総務省国立研究開発法人審議会（第2回、第3回）

- ・ N I C Tの平成 26 年度業務実績評価（案）に対する意見 [7月下旬に通知・公表]
- ・ N I C Tの第3期中長期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価（案）に対する意見 [8月上旬に通知・公表]
- ・ N I C Tの業務及び組織全般にわたる検討結果（案）に対する意見 [8月中旬に通知・公表]
- ・ J A X Aの平成 26 年度業務実績評価（案）に対する意見 [8月上旬に通知・公表]

（参考）

○12月中 N I C Tの第4期中長期目標（案）に対する意見聴取

○平成 28 年 1 月上旬 第4期中長期目標（案）を独立行政法人評価制度委員会に通知



## 平成 26 年度国立研究開発法人情報通信研究機構の業務の実績に関する項目別評価調書

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
○—○			
関連する政策・施策	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)		
当該項目の重要度、難 易度	関連する研究開発評価、政 策評価・行政事業レビュー		

2. 主要な経年データ																
① 主な参考指標情報									② 主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)							
	基準値 等	X 1 年 度	X 2 年 度	X 3 年 度	X 4 年 度	X 5 年 度	X 6 年 度	X 7 年 度		X 1 年 度	X 2 年 度	X 3 年 度	X 4 年 度	X 5 年 度	X 6 年 度	X 7 年 度

3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸 (評価の 視点)、指標等	法人の業務実績等・自己評 価		主務大臣による評価		
				主な業務実 績等	自己評価			
						<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;">評定</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;"> </td> </tr> </table>	評定	
評定								

別添 5

## 平成 26 年度総合評定

1. 全体の評定								
評定 (S、A、B、C、D)		x 1 年度	x 2 年度	x 3 年度	x 4 年度	x 5 年度	x 6 年度	x 7 年度
評定に至った理由								

2. 法人全体に対する評価

3. 項目別評価の主な課題、改善事項等

4. その他事項	
研究開発に関する審議会の主な意見	
監事の主な意見	



### 第3期中長期目標終了時国立研究開発法人情報通信研究機構の業務の実績見込みに関する項目別評価調書

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
〇—〇			
関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	
当該項目の重要度、難易度		関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ																
①主な参考指標情報									②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
	基準値等	X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度		X1年度	X2年度	X3年度	X4年度	X5年度	X6年度	X7年度

3. 中長期目標、中長期計画、主な評価軸、業務実績等、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中長期目標	中長期計画	主な評価軸(評価の視点)、指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			主な業務実績等	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
					評価		評価	

4. その他参考情報	

### 第3期中長期目標期間見込実績 総合評定

1. 全体の評定	
評定 (S、A、B、C、D)	
評定に至った理由	

2. 法人全体に対する評価

3. 項目別評価の主な課題、改善事項等

4. その他事項	
研究開発に関する審議会の主な意見	
監事の主な意見	